

■議案第32号 四万十町保育所条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本町の認可保育所での保育は、国が示す保育指針に基づき行っており、その指針には、「保育所は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期にその生活時間の大半を過ごすところであり、この指針が示す保育の特性がいかされ、目標が十分に達成できる条件としては、施設の設備の充実、職員の資質向上、そして、保護者や地域の協力などが上げられるが、最も重要なのは、一定の児童数である」とされています。本町では、この必要要件である最低限の児童数を10名としています。

大奈路保育所では児童が減少し、将来においても回復が見込めないことから、保護者の方や地域の方々とも協議を重ねてきましたが、今般、同意を得られましたので、平成23年度末をもって、閉園することといたしました。

閉園後は、最寄の田野々保育所、田野々幼稚園へ入所することから、これまでの保育所閉園時の通園対策を参考に最長3年間の通園対策を実施することとしています。

また、閉園後の施設利用につきましては、国道沿いにあることから地域のご意見を参考に検討したいと考えています。

【保育所の概要】

大奈路保育所（平成23年4月1日現在 児童数6人、職員数4人）

沿革： 昭和29年設置認可 昭和58年改築

平成12年定員変更（30人→20人）

入所児童数の推移

区 域 人 口				入 所 児 童 数			
年齢	24年	25年	26年	年齢	24年	25年	26年
0				0			
1	2			1	2		
2	1	2		2		2	
3	2	1	2	3	2		2
4	2	2	1	4	2	2	
5		2	2	5		2	2
計	7	7	5	計	6	6	4

【改正の内容】

廃園となる大奈路保育所を条例から削除します。

【新旧対照表】

○四万十町保育所条例（抜粋）

新	旧																						
第1条 省略 （名称及び位置） 第2条 保育の名称及び位置は次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>四万十町立田野々保育所</td><td>四万十町大正354番地2</td></tr> <tr> <td>四万十町立北ノ川保育所</td><td>四万十町大正北ノ川223番地1</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table> 以下略	名 称	位 置	略		四万十町立田野々保育所	四万十町大正354番地2	四万十町立北ノ川保育所	四万十町大正北ノ川223番地1	略		第1条 省略 （名称及び位置） 第2条 保育の名称及び位置は次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>四万十町立田野々保育所</td><td>四万十町大正354番地2</td></tr> <tr> <td><u>四万十町立大奈路保育所</u></td><td><u>四万十町大正大奈路74番地10</u></td></tr> <tr> <td>四万十町立北ノ川保育所</td><td>四万十町大正北ノ川223番地1</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table> 以下略	名 称	位 置	略		四万十町立田野々保育所	四万十町大正354番地2	<u>四万十町立大奈路保育所</u>	<u>四万十町大正大奈路74番地10</u>	四万十町立北ノ川保育所	四万十町大正北ノ川223番地1	略	
名 称	位 置																						
略																							
四万十町立田野々保育所	四万十町大正354番地2																						
四万十町立北ノ川保育所	四万十町大正北ノ川223番地1																						
略																							
名 称	位 置																						
略																							
四万十町立田野々保育所	四万十町大正354番地2																						
<u>四万十町立大奈路保育所</u>	<u>四万十町大正大奈路74番地10</u>																						
四万十町立北ノ川保育所	四万十町大正北ノ川223番地1																						
略																							